

山口市防災行政無線局(固定系)運用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、山口市防災行政無線局(固定系)管理運用規程(平成17年山口市訓令第25号。以下「管理運用規程」という。)第11条の規定に基づき、山口市防災行政無線局(固定系)の円滑な運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において使用する用語の意義は、管理運用規程の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 緊急通信 災害等緊急を要する事態が発生し、又は発生が予想されるときに行う通信をいう。
- (2) 一般通信 緊急通信以外の通信をいう。
- (3) 一括通信 全ての固定系屋外子局及び戸別受信局を一斉に呼び出して通信することをいう。
- (4) 群別通信 あらかじめグループ化した固定系屋外子局の群を呼び出し、当該群が対象とする地域の住民に通信することをいう。
- (5) 個別通信 特定の地域の住民を対象に、1箇所固定系屋外子局を呼び出して通信することをいう。

(通信の種類)

第3条 通信の種類は、緊急通信及び一般通信とする。

(通信事項)

第4条 通信を行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 自然災害及び国民保護における警報等の伝達に関する事項
- (2) 市民の生命及び財産に関する重要な事項
- (3) 行政の普及、啓発及び周知又は市民の協力を必要とする事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事項

(通信時間)

第5条 通信を行う時間は、次のとおりとする。

- (1) 緊急通信 通信取扱責任者の指示により随時行う。
- (2) 一般通信 原則として執務時間内において定時又は随時に行う。

(通信の区分)

第6条 通信は、これを行おうとする区域に応じ一括通信・群別通信・個別通信に区分する。

(通信の申込み)

第7条 通信を行おうとする者(以下「通信依頼者」という。)は、所属長を経由して固定系無線局通信依頼書(別記様式)により通信取扱責任者に対し申込みを行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する通信の場合は、口頭により申込みを行うことができる。

(通信の可否)

第8条 通信取扱責任者は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を検討し、通信の可否を決定するものとする。

2 通信取扱責任者は、通信を否としたときは、その旨を通信依頼者に通知する。

(通信の制限)

第9条 通信取扱責任者は、災害発生その他特に理由があるときは、通信を制限することができる。

(通信の記録)

第10条 通信取扱責任者は、通信を行ったときは、無線業務日誌に必要事項を記載しなければならない。

(通信の方法)

第11条 通信は、受信対象者及び通信主体を明らかにした上で、簡潔かつ明瞭に行わなければならない。

(その他)

第12条 この細則に定めるもののほか、通信に関し必要な事項は、無線取扱責任者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
(山口市徳地区域防災行政無線設置要綱等の廃止)
- 2 山口市徳地区域防災行政無線設置要綱(平成17年10月1日制定)及び山口市徳地区域防災行政無線運用基準(平成17年10月1日制定)は、廃止する。

別記様式(第7条関係)

防災行政無線局(固定系)通信依頼書

年 月 日

防災行政無線局取扱責任者 様

依頼者 所属

所属長名



次のとおり通信をお願いします。

件名			
通信日時	令和 年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分		
	令和 年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分		
	令和 年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分		
通信地域	<input type="checkbox"/> 秋穂 ・ <input type="checkbox"/> 阿知須 ・ <input type="checkbox"/> 徳地		
通信区分	<input type="checkbox"/> 一括 ・ <input type="checkbox"/> 群別 () ・ <input type="checkbox"/> 個別 ()		
通信文 (簡潔に表現すること) こちらは、ぼうさい〇〇〇です。 _____ 課よりお知らせします。			
繰り返します。 以上で臨時放送を終わります。			
通信の可否	可 ・ 否		
注意 1 通信日3日前までに提出すること。 2 文字は読みやすく、ていねいに書くこと。 3 ※印欄は記入しないこと。	※ 処 理	通信番号	
		無線取扱責任者	
		無線従事者	